

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて

■使用料・手数料適正化検討部会（2月6日実施・課長級会議）

1 検討事項

- ・受益者負担区分の見直し
- ・原価計算における費用算定項目の見直し
- ・原価計算におけるプール制の導入について
- ・官民連携（PPP）手法により整備される施設の取り扱いについて
- ・指定管理者制度導入施設の取り扱いについて
- ・事務手数料に係る料金改定の基準について

2 庁内検討部会での意見と事務局の検討結果

（1）受益者負担区分の見直しについて（P6 参照）

テニスコートの位置づけについて、選択性は「中」の区分にあるが、体育館・校庭等は「高」の区分にある。テニスコートはテニスにしか使えないため、より限られた人が対象である一方で、体育館や校庭は様々な種目で使用するため、対象者が広がる。したがって、選択性はテニスコートの方が高いと考えられる。

（検討結果）

「テニスコート」の区分を④に移す。

テニスコートの区分について、校庭と別の区分で位置付けられているが、テニスコートは校庭の一部であることが多く、地面も”校庭”でしかないため、ネットは張れるが、専用のクレーコートとも言いがたい状態である。実態を踏まえると、テニスコートも校庭等と同じ区分が適当と考える。

（検討結果）

提供する行政サービスを基準に、市場性と選択性から各施設の受益者負担の区分を決めている。そのため、施設の状態は考慮しない。

現在①の区分に位置付けられている教室は、会議室と同様の用途として貸出しているため、会議室と同じ⑤の区分が適している。

(検討結果)

「教室」の区分を⑤に移す

コミュニティバス事業（※基本方針を準用して利用料を設定している）は、現行の基本方針における受益者負担区分の考え方に準じて、収支率70%をアクションプランの目標数値に設定している。

受益者負担区分の見直し（案）では、民間バス事業者による、代替サービス提供がない交通空白地域におけるコミュニティバス事業は、選択性が最も低い基礎的なサービスに該当するのか。

(検討結果)

路線バス事業は、公共交通手段の一つとして選択される民間主体から広く提供され、採算性と乗車見込みをベースに路線設定される事業であり、市場性は高く、サービス選択性のある⑧に該当し、受益者負担は70%が相当となる。

一方、コミュニティバス事業の目的は、公共交通空白地域の解消となり、路線設定は必ずしも採算ベースではない。また、乗車を見込む対象も、意図的に設定した路線沿線に居住する市民に限定される。

そのため、市場性は民間主体から提供されにくい事業であり、選択性はサービスの相手方が特定される④と考える。

(2) プール制について

「プール制」とは、学校施設も含め、新設かどうかにかかわらず、種類ごと(体育館、校庭等)にグループ化して、一律料金にするということか。

(検討結果)

「プール制」とは、行政コストの平準化を図るため、市内に複数存在する類似施設について、施設分野ごとにグループ化し、費用算定項目を合算して原価計算を行う仕組みである。

「プール制」を導入する施設については、施設の配置や利用者(=施設利用により便益を受ける人)の範囲が、広域レベルや市域レベルにある施設分野(注1)で、機能や用途の複合性(注2)を踏まえたうえで、グループ化することとする。

対象となる施設分野を整理すると下表となる。

圏域レベル	施設機能・利用用途の複合性	グループ化	対象となる施設分野(例)
広域 市域	みられない	する	屋外スポーツ施設 (テニスコート、グラウンドなど)
	みられる	当面	屋内スポーツ施設、文化施設 学校施設(地域開放)
地区	—	しない	

学校施設については、圏域の区分において地区レベルに該当しており、広域的な施設を対象とするプール制の対象施設とは当面ならない。

また、料金は一律ではなく、1㎡1時間あたりのコストに施設の面積を乗じて算出する。

注1) 公共施設の圏域(エリア)ごとの配置イメージ

圏域区分	施設の配置基準	例示
広域レベル	隣接自治体、都などと連携し、共同での利用を検討する施設	文化施設、スポーツ施設など
市域レベル	市域全体で捉えて、数量・配置を検討する施設	市庁舎・出張所、図書館、文化施設など
地区レベル	地区で捉えて、数量・配置を検討する施設	小学校・中学校、公民館、市民交流施設、児童館、学童クラブ、保育園、高齢者福祉施設など

「西東京市公共施設等総合管理計画」P108より抜粋

注 2) 複合性：「主要な施設用途が広域・市域レベルであっても、その機能の一部や施設利用に、地区レベルの施設分野と同じ実態がある場合」をいう。
(例：文化施設の貸室機能や市民交流的な利用など)

(3) その他

基本方針では「施設の使用料」のみの記載であるが、付帯設備については、見直し後も基本方針に明記することは考えていないか。

(検討結果)

付帯設備については、基本方針では位置づけずに、設置された施設の受益者負担割合を準用すべきと考える。

■部会からの意見等を踏まえた見直し案

(1) 受益者負担区分の見直し [施設の位置づけを一部変更]

・受益者負担の性質を「選択性」と「市場性」から9区分に分類し、それぞれの受益者負担を定める。なお、原価計算結果と条例で定める利用料金に乖離が生じる場合は、受益者負担割合の±10%までは適正範囲内とする。

<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">低</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↑</div> <div style="margin-bottom: 10px;">市場性</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="margin-bottom: 10px;">高</div> </div>	①	②	③
	受益者負担 50%	受益者負担 30%	受益者負担 0%
	公費負担 50%	公費負担 70%	公費負担 100%
	民間事業者によるサービス提供がなく、特定の市民に利益を供するサービス	民間事業者によるサービス提供がなく、多くの市民が選択的に利用するサービス	民間事業者によるサービス提供がなく、市民生活に密着した基礎的なサービス
	④	⑤	⑥
	受益者負担 70%	受益者負担 50%	受益者負担 30%
	公費負担 30%	公費負担 50%	公費負担 70%
	民間事業者によるサービス提供が少なく、特定の市民に利益を供するサービス	民間事業者によるサービス提供が少なく、多くの市民が選択的に利用するサービス	民間事業者によるサービス提供が少なく、市民生活に密着した基礎的なサービス
	⑦	⑧	⑨
受益者負担 100%	受益者負担 70%	受益者負担 50%	
公費負担 0%	公費負担 30%	公費負担 50%	
民間事業者が同様のサービスを提供しており、特定の市民に利益を供するサービス	民間事業者が同様のサービスを提供しており、多くの市民が選択的に利用するサービス	民間事業者が同様のサービスを提供しており、市民生活に密着した基礎的なサービス	
	← 選択性 →		低

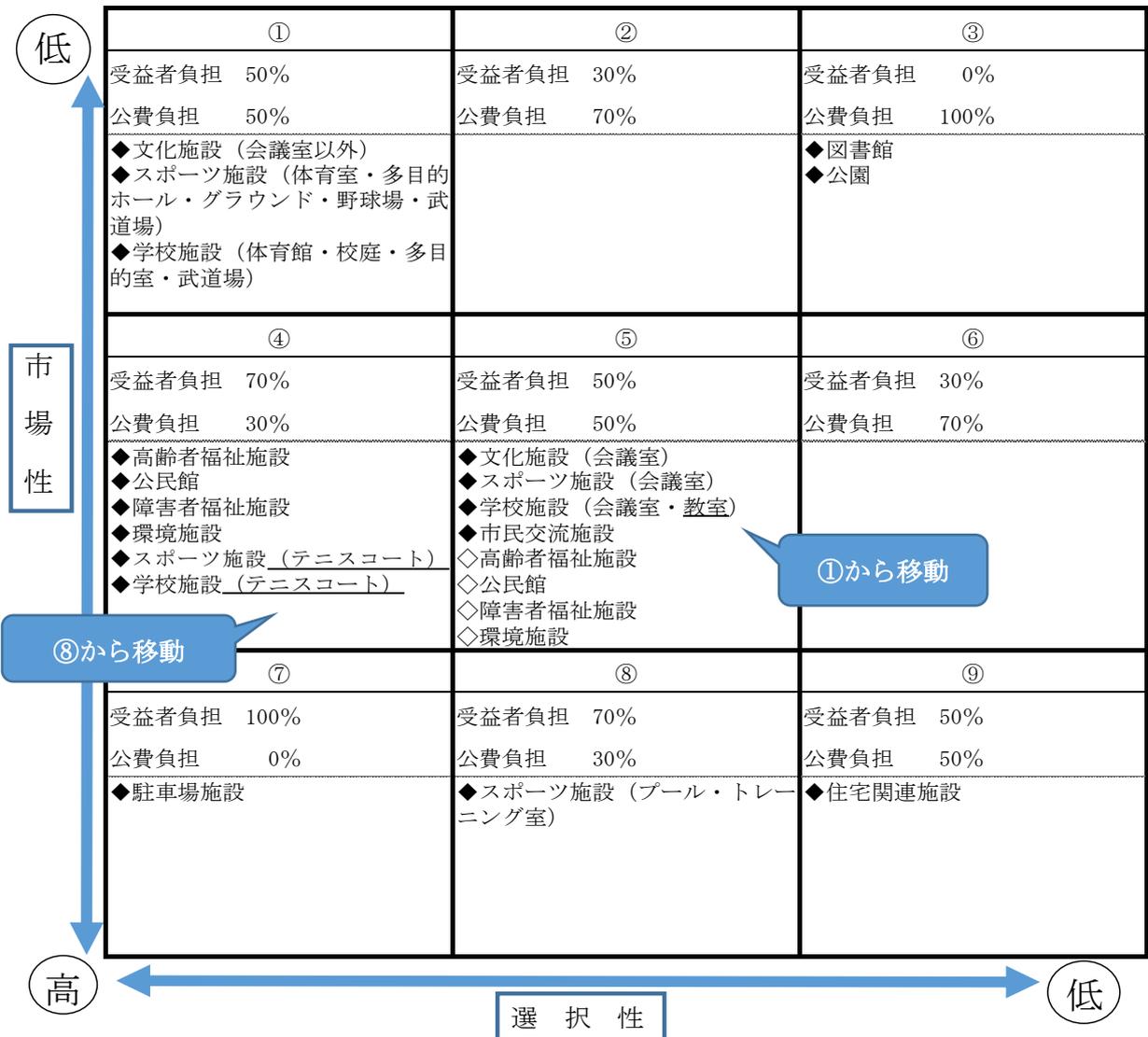
【選択性に関する基準】

区分	性質
高	特定の市民に利益を供するサービス
中	多くの市民が選択的に利用するサービス
低	市民生活に密着した基礎的なサービス

【市場性に関する基準】

区分	性質
高	民間でも広く提供されており、行政と民間が競合するサービス
中	民間では提供されにくく、一定の公共性を有するサービス
低	民間では提供されておらず、主として行政が提供すべきサービス

【施設の位置づけ】(案)



◇ 施設本来の目的以外の利用に供することで、選択性が下がる場合の位置づけ。

・施設の目的外利用について

各公共施設を施設本来の目的以外の利用に供する場合の受益者負担の考え方については、以下のとおり整理する。

区分	具体的な運用例	考え方
広義	一般開放など	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民生活に密着した基礎的サービス」（区分③⑥⑨）については、理論上、該当する事例がない。 ・「特定の市民に利益を供するサービス」（区分①④⑦）については、市場性には影響がないが、目的外利用により選択性が下がり、「多くの市民に利益を供するサービス」（区分②⑤⑧）になるため、受益者負担割合は低くなる。 <p>（例）選択性の区分が高に該当する場合、中程度に位置づけを見直す</p>
狭義	行政財産の使用許可など	行政財産使用料条例に基づく算定による。 （本基本方針の対象外）

（２）原価計算における費用算定項目の見直し [変更なし]

減価償却費の算定にあたり、建物等の取得価格から国・都の補助金等の特定財源を除かないことにより、施設ごとの行政コストの平準化を図る。

（３）原価計算におけるプール制の導入について [表現について整理]

施設の配置や利用者（＝施設利用により便益を受ける人）の範囲が、広域レベルや市域レベルにある施設分野（注1）については、機能や用途の複合性（注2）を踏まえたうえで、行政コストを平準化するためグループ化し、費用算定項目を合算して原価計算を行うものとする。

圏域レベル	施設機能・利用用途の複合性	グループ化	対象となる施設分野（例）
広域 市域	みられない	する	屋外スポーツ施設 （テニスコート、グラウンドなど）
	みられる	当面	屋内スポーツ施設、文化施設
地区	—	しない	学校施設（地域開放）

注1)「西東京市公共施設等総合管理計画」における公共施設の圏域（エリア）ごとの配置イメージに基づく。

注2) 複合性とは「主要な施設用途が広域・市域レベルであっても、その機能の一部や施設利用に、地区レベルの施設分野と同じ実態がある場合」をいう。（例：文化施設の貸室機能や市民交流的な利用など）

(4) 官民連携（PPP）手法により整備される施設の取り扱いについて[変更なし]

官民連携（PPP）手法により整備される施設について、市の所有権の有無に関わらず、条例により公の施設として位置づけられるものは、原価計算の対象施設とする。

(5) 指定管理者制度導入施設の取り扱いについて [文言を追加]

新たに指定管理者による利用料金制を導入する施設は、基本方針に基づき利用料金の限度額を設定したうえで、適正な指定管理料の算定に努める。

すでに利用料金制を導入している施設は、指定管理者の更新に当たって、同様に基本方針に基づく原価計算を必ず事前に行い、利用料金の限度額を検証、見直したうえで、指定管理料の算定に努める。

(6) 事務手数料に係る料金改定の基準について [変更なし]

原価計算結果を条例で定める料金で除した乖離率が1.5倍を超える事務手数料については、原則として料金見直しを検討する。